

令和2年度 過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金公募要領

(令和2年6月15日改正)

2全木連発第37号

第1 (総則)

令和2年度過剰木材在庫利用緊急対策事業に係る公募については、この要領に定めるところによるものとします。

第2 (交付の目的)

この助成金は、別表に定める建築物等（以下「公共建築物等」といいます。）の構造材、内装材及び外構材への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、輸出できずに行き場のなくなった原木在庫の解消に貢献することを目的とします。

第3 (取組事業者の申請の要件)

助成事業に申請できる者は、第5に定める助成事業の対象物件において木材製品を利用する施工者であって、以下の全ての要件を満たす者とします。

- ア 民間事業者であって、木材製品の利用の拡大等に意欲を有し、公序良俗に反する者ではないこと。
- イ 別添1に定める事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- ウ 助成事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者であり、かつ申請に係る対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第3条第1項に定める許可を受けた者であること。ただし、当該許可が不要な物件の場合は、この限りではありません。
- カ 第6に定める構造材の区分に係る申請をする場合については、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知（以下「建築確認申請等」といいます。）において助成事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は工事請負契約書等で工事の一部を請け負っている事業者のうち、施工者として確認できる者から助成事業に申請する権利の委譲を受けた者であること。ただし、対象物件の工事に当たって建築確認申請等を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。

第4 (申請件数の上限)

取組事業者が助成事業について第6のⅠからⅢまでの区分ごとに申請できる件数は、3件以内とします。ただし、以下に該当する場合はこの限りではないこととします。

- ア 一の区分において4件以上申請しようとする取組事業者は、4件目の申請を行うま

で、次の条件のいずれかを満たすこと。

- ① 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録を受けていること。
- ② 4件目以降の申請に係る助成の対象となる木材製品の利用において、JAS材（日本農林規格に基づき格付を受けた木材製品をいう。以下同じ。）を利用すること。なお、構造材の区分にあつては、構造耐力上主要な部分への一部利用を必須とします。

イ 一の区分において10件以上申請しようとする者にあつては、10件目の申請を行うまでにアの①及び②の条件をいずれも満たすこととします。この場合、4件目とあるのは10件目と読み替えるものとします。

第5（助成事業の対象物件）

- 1 助成事業の対象とすることができる建築物は、次の要件を全て満たす木材製品を利用する物件とします。なお、内装材のみの木材製品の利用（ただし、内装材利用面積が10㎡を超えるものに限ることとします。）の場合も同様とします。
 - ア 第2に定める公共建築物等であるもの。
 - イ 建築主が国でないもの。
 - ウ 本事業以外の国からの助成を受けていないもの。
 - エ 反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの。
 - オ 事業終了後の翌年度から起算して少なくとも5年間、助成申請時の公共建築物等の用途を継続するもの。ただし、助成対象となる公共建築物等の範囲内での用途変更の場合又はやむを得ない事情により助成申請時の用途を継続できない場合は、この限りではありません。
 - カ 新築、増改築又は修繕等をする助成対象の床面積（建築物の住居部分を除く。）が10㎡を超えるものであること。
- 2 助成事業の対象とすることができる外構施設は、1のアからオに該当し、かつ、対象物件が塀又は柵の場合は木材製品の利用量が1㎡当たり0.04㎡以上、対象物件が塀又は柵以外の外構施設（以下「その他外構施設」という。）の場合は木材製品の利用量が0.2㎡以上であることとします。ただし、一定区域において複数の外構施設を木質化する場合には、全ての外構施設の木材製品の利用量の合計が0.5㎡以上であることとします。

第6（助成対象となる木材製品の利用）

助成対象となる木材製品の利用の範囲は、利用の区分ごとに以下に定めたものとします。ただし、構造材及び内装材については、産業用途と居住用途を兼ねる建築物にあつては、居住用途の部分における木材製品の利用を除くこととします。なお、Ⅰの構造材に係る助成を受けた者は、助成対象となる同一の物件について、Ⅱの内装材に係る助成を受けることができないものとします。

Ⅰ 構造材

第5の1に定める要件を満たす物件を新築、増築、改築等（いずれも全部又は一部に木材製品を使用した構造材を新規に設置する場合に限ります。）する場合における構造材等への木材製品の利用を対象とします。

Ⅱ 内装材

第5の1に定める要件を満たす物件の修繕等（全部又は一部に木材製品を使用した

構造材を新規に設置しない場合に限ります。) で仕上げの表面に新規に木材製品を用いる場合における内装材への木材製品の利用を対象とします。

Ⅲ 外構材

第5の2に定める要件を満たす物件に新規に木材製品を用いる場合における外構材への木材製品の利用を対象とします。なお、利用する木材製品については、取組事業者がクリーンウッド法に基づく合法性を確認した木材製品であつて、以下のアからウの基準を満たすものとします。

ア 外構施設の地際又は基礎に接する部位には、JAS規格の性能区分のK4又はAQ認証の1種の処理を施した木材製品を使用するものとします。

イ 外構施設の構造上重要な部位には、アに示す木材製品のほか、JAS規格の性能区分のK3又はAQ認証の2種の処理を施した木材製品を使用するものとします。

ウ その他の部位には、ア、イに示す木材製品のほか、木材保護塗料、表面処理材の塗布等による処理を施した木材製品を使用するものとします。

第7 (助成金の額)

助成金の額は以下のⅠからⅢの区分ごとに規定するものとし、区分ごとに①、②、③のうち、最も低い金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額とします。

Ⅰ 構造材

- ① 事業申請時に申告する延べ床面積に39,000円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する延べ床面積に39,000円/㎡を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する構造材利用費(仮設工事費、基礎工事費、木工事費及び内装材利用費(Ⅱに定めるもの)の合計)に1/2を乗じた金額

Ⅱ 内装材

木材製品を利用する建築物の部分により、次のとおりとします。なお、一の申請においてアとイの両方が含まれる場合は、①から③までについて、それぞれアの額とイの額を合算して比較することとします。

ア 対象物件において壁及び天井の仕上げに木材製品を利用する場合

- ① 事業申請時に申告する内装材利用面積(壁及び天井に係る面積に限ります。)に12,000円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する内装材利用面積(壁及び天井に係る面積に限ります。)に12,000円/㎡を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する内装材利用費(当該分の木質化部分に係る仮設工事費及び内装仕上工事費の合計。以下同じ。)(壁及び天井に係る内装材利用費に限ります。)に1/2を乗じた金額

イ 対象物件の床の仕上げに木材製品を使用する場合

- ① 事業申請時に申告する内装材利用面積(床に係る面積に限ります。)に7,000円/㎡を乗じた金額
- ② 交付申請時に申告する内装材利用面積(床に係る面積に限ります。)に7,000円/㎡を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する内装材利用費(床に係る内装材利用費に限ります。)に1/2を乗じた金額

Ⅲ 外構材

木材製品を利用する場所等により、次のとおりとします。なお、上限は3,000万円とします。

ア 対象物件の塀又は柵に木材製品を利用する場合

- ① 事業申請時に申告する外構利用延長に17,500円/mを乗じた金額（クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者（以下「登録事業者」といいます。）から当該物件で利用する全ての木材製品を調達する場合又は登録事業者が利用する場合は、事業申請時に申告する外構利用延長に30,000円/mを乗じた金額）と事業申請時に申告する外構材利用費（当該部の木質化部分に係る仮設工事費、基礎工事費及び木工事費の合計。以下同じ。）の見積額を比較して低い方の金額
- ② 交付申請時に申告する外構利用延長に17,500円/mを乗じた金額。ただし、登録事業者から当該物件で利用する全ての木材製品を調達する場合又は登録事業者が利用する場合は、交付申請時に申告する外構利用延長に30,000円/mを乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する外構材利用費の金額

イ 対象物件のその他外構施設に木材製品を利用する場合

- ① 事業申請時に申告する木材製品利用量に100,000円/m³を乗じた金額（登録事業者から当該物件で利用する全ての木材製品を調達する場合又は登録事業者が利用する場合は、事業申請時に申告する木材製品利用量に150,000円/m³を乗じた金額）と事業申請時に申告する外構材利用費の見積額を比較して低い方の金額
- ② 交付申請時に申告する木材製品利用量に100,000円/m³を乗じた金額。ただし、登録事業者から当該物件で利用する全ての木材製品を調達する場合又は登録事業者が利用する場合は、交付申請時に申告する木材製品利用量に150,000円/m³を乗じた金額
- ③ 交付申請時に申告する外構材利用費の金額

ウ 一定区域において複数の外構施設を木質化する場合

- ① 事業申請時に申告する外構利用延長又は木材製品利用量にア又はイの所定の金額を乗じた金額の合計金額と事業申請時に申告する外構材利用費の見積額を比較して低い方の金額
- ② 交付申請時に申告する外構利用延長又は木材製品利用量にア又はイの所定の金額を乗じた金額の合計金額
- ③ 交付申請時に申告する外構材利用費の金額

第8（助成事業申請書類の作成等）

取組事業者は、事業申請書（様式1号）及び付属資料を別添2に定める地域木材団体を經由して、一般社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」といいます。）に提出するものとします。

第9（助成事業申請書等の提出期限等）

1 提出期限

令和2年6月1日（月）から令和2年10月30日（金）17時までとします。

2 申請書の提出場所

申請する物件の所在する都道府県にある別添2に定めた地域木材団体とします。

(注) 郵送の場合は、封筒に「過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書在中」と記載してください。

3 申請書の作成、事業の内容等に関するお問い合わせ先
(事務局)

一般社団法人全国木材組合連合会内 過剰木材在庫利用事業事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル

TEL 03-6550-8540 FAX 03-6550-8541

4 提出いただくもの

ア 第8に規定する申請書

イ 助成の区分(構造材、内装材、外構材)ごとに定める申請書(様式1号-1、様式1号-2、様式1号-3)の「※添付する付属資料」に掲げる資料

ウ 施工者として確認できる者から助成事業に申請する権利の委譲を受けた者が申請する場合には、権利の委譲を受けたことがわかる資料

エ 誓約書

5 提出にあたっての留意事項

ア 提出された申請書は、返却しません。

イ 提出された申請書は、変更または取消することができません。

ウ 申請書は、提出者に断りなく当該事業以外の用途に使用することはありません。

※ 外構材の申請を予定されている方へ

外構材の申請については、電子申請システムの導入も検討しています。準備が整い次第、申請手続きを移行する予定です。手続きの方法を変更する際には、公募要領を変更するとともに、本事業のホームページ(URL: <https://mokuzai-zaiko.jp>)でお知らせする予定です。

第10 (助成事業申請の受付について)

地域木材団体は、事業申請書を受理したときは、事業申請書を提出した者に対して、事業申請受付書(様式2号)によりその旨を通知することとします。

第11 (助成事業の採択について)

全木連は、提出された事業申請書について、第3から第6に規定する要件との整合を審査した上で助成事業の採択を決定し、事業申請書を提出した者に対して審査結果通知書(様式3号)を通知することとします。

第12 (助成事業の開始における注意点)

審査結果通知書に記載された日付より前において現場の工事に着手しているものに係る経費は、助成対象外とする。

第13 (助成事業の申請の取下げ)

- 1 取組事業者は、助成事業の実施が困難となった場合においては、速やかに採択取下げ申請書(様式4号)を、地域木材団体を経由して全木連に提出し、その指示を受けなければならないこととします。

- 2 全木連は、採択取下げ申請書の内容を審査した上で、採択取下げ申請承認書（様式5号）により、取組事業者に対し申請の承認を通知することとします。

第14（状況の報告）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、取組事業者に対し、助成事業の進行状況に関する報告を求めることができることとします。

第15（助成事業の対象物件の確認）

全木連及び地域木材団体は、必要に応じ、助成事業の対象物件を確認することができることとします。

第16（交付申請書の提出）

- 1 取組事業者は、事業完了（部分完了を含む。）後、助成金交付申請書（様式6号）1部と以下に挙げる資料1部を添付し、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は令和3年2月26日（金）のいずれか早い期日までに、地域木材団体を經由して、全木連に提出することとします。

（1）構造材及び内装材に助成するもの

- ア 助成対象の木材の利用が木材製品の種類ごとに明瞭に色分けされ判別することが可能な図面
- イ 交付金額の査定に必要となる資料（契約書等で材料費や施工費等の内訳が判別できるもの）
- ウ 記録写真
- エ 審査結果通知書の日付以降に現場の工事に着手がなされたことを証明する資料（指示書等）
- オ 建築確認申請等を行った場合は、建築確認申請等に係る確認済証の写し
- カ 助成申請時以降に建築確認申請等の計画の変更を行った場合は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による計画変更確認申請書又は同法第18条第2項の規定による計画変更通知書の写し
- キ 対象施設の木材製品の使用量が判別できる書類（仕様書、木拾い表等）
- ク 内装の仕上げの表面に木材製品を使用した場合にあっては、仕上げに使用した木材製品の仕様等が示された資料（製品カタログ等）
- ク 第4の規定に基づき、一の区分において4件以上申請しようとする場合にあっては、当該規定に示された条件を満たしていることを証明する資料

（2）外構材に助成するもの

- ア 施設の配置図、平面図、断面図、立面図
- イ 記録写真
- ウ 交付金額の査定に必要となる資料（契約書等で材料費や施工費等の内訳が判別できるもの）
- エ 審査結果通知書の日付以降に現場の工事に着手があったことを証明する資料
- オ 対象施設の木材製品の使用量が判別できる書類（仕様書、木拾い表等）
- カ 合法伐採木材を使用していることが確認できる資料
- キ 対象施設に使用した木材の耐久性を証明する資料
- ク クリーンウッド法に基づく登録事業者から当該物件で利用する全ての木材製品

を調達した場合又は登録事業者が利用する場合は、登録事業者であることを確認できる資料

ケ 第4の規定に基づき、一の区分において4件以上申請しようとする場合にあっては、当該規定に示された条件を満たしていることを証明する資料

- 2 取組事業者は、助成金交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければならないこととします。

第17（助成金の交付決定等）

全木連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が助成事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書（様式7号）を取組事業者に通知するものとします。

第18（助成金の支払い）

取組事業者は、交付決定通知書を受けた後、助成金の支払いを受けようとするときは、助成金交付請求書（様式8号）を全木連に提出しなければならないこととします。

第19（助成金の不交付等）

- 1 全木連は、取組事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、取組事業者に対して、助成金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができることとします。
 - ア 第16に定める交付申請書を提出しなかった場合
 - イ 第8に定める事業申請書の内容が第16に定める交付申請書と著しく異なる場合
 - ウ 取組事業者が助成事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、第5に定める助成事業の対象物件の要件を満たさなくなった場合、又は、取組事業者が助成金交付の条件若しくはその他法令に違反した場合
- 2 取組事業者は、1による返還命令を受けたときは、速やかに返還しなければなりません。
- 3 2の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

第20（経理書類の保管等）

取組事業者は、助成事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければならないこととします。

また、全木連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、公表できるものとします。

第21（用途変更を行った場合の届出）

取組事業者は、助成事業の対象となった物件が第5の1のオに定める要件を満たさなくなった場合は、速やかに届出書（様式9号）を全木連に提出し、その指示を受けなければならないこととします。

第22（木材製品の利用促進に向けたPR）

取組事業者は、助成事業の対象物件の竣工後、ホームページへの掲載その他の方法により、当該物件において木材製品を利用していることについてPRに努めるとともに、少なくとも5年間は、助成申請時の用途が変更されていないか確認するよう努めてください。

なお、ホームページへの掲載を行った場合は、当該ページのURLを全木連あてにお知らせください。

（附則）

この通知は、令和2年6月1日から施行することとします。

別表

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象となる 公共建築物等
一戸建ての住宅	×
長屋	×
共同住宅	×
寄宿舎	×
下宿	×
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	○（＊）（※）
幼稚園	○
小学校	○
義務教育学校	○
中学校、高等学校又は中等教育学校	○
特別支援学校	○
大学又は高等専門学校	○
専修学校	○
各種学校	○
幼保連携型認定こども園	○
図書館その他これに類するもの	○
博物館その他これに類するもの	○
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	×
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	○
保育所その他これに類するもの	○
助産所	○
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	○
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	○（※）
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	○
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	○
病院	○
巡査派出所	○（※）
公衆電話所	○（※）
郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	○（※）
地方公共団体の支庁又は支所	○（※）
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	○
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	○（※）
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	○（※）
工場（自動車修理工場を除く。）	○（※）
自動車修理工場	○（※）
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	○（※）
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	○
体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	○
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	×
ホテル又は旅館	○（※）
自動車教習所	○
畜舎	×

建築物又は建築物の部分の用途の区分	助成対象となる公共建築物等
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	×
日用品の販売を主たる目的とする店舗	○(※)
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	○(※)
飲食店（次項に掲げるものを除く。）	○(※)
食堂又は喫茶店	○(※)
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）。又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○(※)
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	○(※)
物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	○(※)
事務所	○(※)
映画スタジオ又はテレビスタジオ	×
自動車車庫	○(※)
自転車駐車場	○(※)
倉庫業を営む倉庫	○(※)
倉庫業を営まない倉庫	○(※)
劇場、映画館又は演芸場	×
観覧場	×
公会堂又は集会場	○
展示場	○(※)
料理店	×
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	×
ダンスホール	×
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	×
卸売市場	○(※)
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	○(※)
その他	○(※)

注1：「○」は対象、「×」は対象外とする。

注2：「※」が付してあるものは、住居部分は対象外とする。

注3：「※」が付してあるものは、地方自治体又は災害対策基本法に基づく指定公共機関が整備する場合に限る。

なお、外構材については、上記公共建築物等に附帯して設置される工作物及び公園・道路など、公共の用に供する場所に設置される工作物に使用されるものとする。

別添1

過剰木材在庫利用緊急対策事業の内容について

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、林業・木材産業においては、中国等への輸出の停滞等により、丸太・木材製品の在庫量の増加や価格の下落等といった影響が生じていることから、公共建築物等の構造材、内装材及び外構材への木材製品の利用促進を緊急的に支援することにより、輸出できずに行き場のなくなった原木在庫の解消に貢献することを目的とします。

2 事業概要

建築事業者等に、助成金交付規程に定める公共建築物等において、構造材、内装材及び外構材に木材製品を利用していただきます。

別添 2
地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	TEL FAX	e-mail
北海道木材産業協同組合 連合会	060-0003	札幌市中央区北三条西 7丁目5番地1-2 道庁西ビル2階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬104- 1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮1-8 -8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合 連合会	010-0003	秋田市東通2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合 会	960-8043	福島市中町5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合 会	319-2205	常陸大宮市宮の郷2153 番38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連 合会	321-2118	宇都宮市新里町丁277 番地1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社)群馬県木材組合 連合会	379-2131	前橋市西善町524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社)埼玉県木材協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 1-14-13	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社)千葉県木材振興 協会	283-0823	東金市山田800番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協同組合 連合会	231-0033	横浜市中区長者町9-14 9	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社)山梨県木材協会	400-0047	甲府市徳行4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社)東京都木材団体 連合会	136-0082	江東区新木場1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島1-7 -13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.oc o.ne.jp
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新4940 富山県農林水産総合 技術センター木材研究 所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8114	福井市羽水3-110 木材会館内	0776-35-5663 0776-35-7212	fukui-mokuren@fukui-mokurem.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町30-16 林業センター内301号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町9-6 県庁西館9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中区松原2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市におの浜4-1-20 林業会館内	077-524-3827 077-522-4258	s-mokkyo@mx.bw.dream.jp
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内畑町41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南1-1-8 大阪木材会館2階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18 兵庫県林業会館3F	078-371-0607 078-371-7662	hygomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市西浜1660 和歌山木材会館内	073-446-0592 073-444-0498	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶122西垣ビル3号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社)島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町55 島根県林業会館3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社)岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.co.jp
(一社)広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
(一社)山口県木材協会	753-0074	山口市中央4-5-16 商工会館2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp

会員名称	〒	住 所	TEL FAX	e-mail
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社)香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社)愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社)高知県木材協会	780-0801	高知市小倉町2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社)福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神3-10-27 天神チクモビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@mb.infoweb.ne.jp
(一社)佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278-4 森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社)長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町1112番地6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社)熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水1-11-14 熊本県木材利用普及研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社)鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社)沖縄県木材協会	900-0033	那覇市久米2-2-10 那覇商工会議所 4F	098-868-3656 098-863-6431	moku@luck.ocn.ne.jp

過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書【構造材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

当社は、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記物件について助成事業に申請します。

【物件の概要等】

1. 物件の名称			
2. 物件の所在地			
3. 事業担当者の所属・氏名			
4. 事業担当者の連絡先	〒		
住所：			
Tel：	Fax：	E-mail：	
5. 申請要件の確認			
(1) クリーンウッド法登録番号：	登録年月日：	年	月 日
(2) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定の有無	☐ あり	☒ を入れる	
(3) 建築確認申請等の建築主：			
6. 建築確認申請等の物件の用途			
用途番号：	用途：		
7. 物件の階数	地上	階	地下 階
8. 延床面積（構造材に新たに木材を使用した階の面積の総計）	建築確認申請等の延べ床面積 m^2		
9. 木材製品の種類	※指定する構造部に使用する木材製品のすべての品目に ☒ を入れる。		
☐ 構造用製材（目視等級構造用製材、機械等級構造用製材）（JAS材） ☐ 枠組壁工法構造用製材（枠組壁工法構造用たて継ぎ材を含む）（JAS材） ☐ 構造用集成材（JAS材） ☐ 構造用単板積層材（LVL）（JAS材） ☐ 直交集成板（CLT）（JAS材） ☐ その他木材			
10. 木材製品の利用見込量	m^3		
11. 助成対象物件の施工完了予定月	☐ 上 ☐ 中 旬ころ ☐ 下		
令和 年 月			

※添付する付属資料

- ・ 助成対象の木材の利用が木材製品の種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示すること。）され判別することが可能な配置図、平面図（部屋の用途が記載されたもの）、立面図、軸組図及び梁伏せ図
- ・ 対象物件に係り建築確認申請等を行っている場合は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認申請書（計画の変更を行っている場合は確認申請書及び計画変更確認申請書）又は同法第18条第2項の規定による計画通知書（計画の変更を行っている場合は計画通知書及び計画変更通知書）一式の写し（受付印のあるもの）
- ・ 助成金振込先の金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、口座番号、口座の名義に係る資料
- ・ 対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第3条第1項に定める許可（建築工事業、大工工事業等）に係る許可通知書等の写し
- ・ 誓約書（「別紙」様式に記名・押印）

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書【内装材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

当社は、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記物件について助成事業に申請します。

【物件の概要等】

1. 物件の名称			
2. 物件の所在地			
3. 事業担当者の所属・氏名			
4. 事業担当者の連絡先	〒		
住所：			
Tel：	Fax：	E-mail：	
5. 申請要件の確認			
(1) クリーンウッド法登録番号：	登録年月日：	年	月 日
(2) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定の有無	☐ あり	☒ を入れる	
(3) 建築主：			
6. 物件の用途			
用途番号：	用途：		
7. 助成事業に係る床面積	m ²		
8. 内装材利用面積（内装木質化に限る）			
	壁又は天井	m ²	
	床	m ²	
	合計	m ²	
9. 木材製品の種類	※使用する木材製品のすべての品目に ☒ を入れる。		
☐ J A S材 ☐ J A S材以外の木材製品			
10. 木材製品の利用見込量	m ³		
11. 助成対象物件の施工完了予定月	☐ 上 ☐ 中 旬ころ ☐ 下		
令和 年 月			

※添付する付属資料

- ・ 助成対象の木材の利用が木材製品の種類ごとに明瞭に色分け（凡例を表示するこ

と。)され判別することが可能な配置図、平面図、立面図等

- ・ 対象物件に係り建築確認申請等を行っている場合は、建築基準法第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認申請書（計画の変更を行っている場合は確認申請書及び計画変更確認申請書）又は同法第18条第2項の規定による計画通知書（計画の変更を行っている場合は計画通知書及び計画変更通知書）一式の写し（受付印のあるもの）
- ・ 助成金振込先の金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、口座番号、口座の名義に係る資料
- ・ 対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第3条第1項に定める許可（建築工事業、内装仕上工事業等）に係る許可通知書等の写し
- ・ 誓約書（「別紙」様式に記名・押印）

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書【外構材】

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 鈴木 和雄 殿

会社名

代表者名

印

当社は、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記物件について助成事業に申請します。

【物件の概要等】

1. 物件の名称			
2. 物件の所在地			
3. 事業担当者の所属・氏名			
4. 事業担当者の連絡先	〒		
住所：			
Tel：		Fax：	E-mail：
5. 申請要件の確認	※登録事業者が複数になる場合は欄を追加して記載すること。		
(1) クリーンウッド法登録番号：		登録年月日： 年 月 日	
(2) 災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定の有無		☐ あり ☒ を入れる	
(3) 建築主：			
6. 物件の種類・用途	種類：		
用途番号：	用途：		
7. 施設の区分	※該当するすべての区分に ☒ を入れる。 ☐ 塀又は柵 ☐ その他外構施設		
8. 申請区分 ☐ 塀又は柵 17,500円/m、その他外構施設 100,000円/m ³ （登録事業者なし） ☐ 塀又は柵 30,000円/m、その他外構施設 150,000円/m ³ （登録事業者あり）			
9. 外構利用延長（塀又は柵の場合）	m		
10. 木材製品の利用見込量	塀又は柵		m ³
	その他外構施設		m ³
	合計		m ³
11. 外構材利用費見積額	円		
12. 木材製品の種類	※使用する木材製品のすべての品目に ☒ を入れる。		
(1) 外構施設の地際又は基礎に接する部位： ☐ JAS規格性能区分K4、AQ認証1種処理を施した木材製品			
(2) 外構施設の構造上重要な部位： ☐ JAS規格性能区分K4、AQ認証1種処理を施した木材製品 ☐ JAS規格性能区分K3、AQ認証2種処理を施した木材製品			

(3) その他の部位：

- ☐ J A S 規格性能区分 K 4、A Q 認証 1 種処理を施した木材製品
- ☐ J A S 規格性能区分 K 3、A Q 認証 2 種処理を施した木材製品
- ☐ 木材保護塗料、表面処理材の塗布等による処理を施した木材製品

13. 助成対象物件の施工完了予定月

令和 年 月

☐ 上

☐ 中 旬ころ

☐ 下

※添付する付属資料

- ・ 施設の配置図、平面図、断面図、立面図
- ・ 外構材利用費の見積額及び施設の整備内容が確認できる見積明細書
- ・ 施設の木材利用見込量が確認できる木拾い表等
- ・ 助成金振込先の金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、口座番号、口座の名義に係る資料
- ・ 対象物件の工事を行うに当たり必要な建設業法第 3 条第 1 項に定める許可（建築工事業、大工工事業、造園工事業等）に係る許可通知書等の写し
- ・ 誓約書（「別紙」様式に記名・押印）

別紙

誓 約 書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 鈴木 和雄 殿

私は、「過剰木材在庫利用緊急対策事業」の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

令和2年 月 日

【申請者】

住所：

会社等名：

代表者名：

印

記

1. 私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、過剰木材在庫利用緊急対策事業の取組事業者の申請の要件を満たすとともに、構造材、内装材、外構材への木材製品の利用の拡大と普及に努めます。
2. 私は、以下に示すものではありません。
 - (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
3. 私が過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

様式2号

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業申請受付書

会社名
代表者名

地域木材団体名
代表者名

印

貴社より申請がありました過剰木材在庫利用緊急対策事業申請書を受け付けましたので通知します。

なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付No.

様式 3 号

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

貴社より申請された過剰木材在庫利用緊急対策事業にかかわる申請について、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に定める基準に従い審査をした結果、採択されましたので通知します。

なお、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき事業を実施して下さい。（また、助成金交付申請は〇〇円以内で行ってください。）※

（又は）

貴社により申請された過剰木材在庫利用緊急対策事業にかかわる申請について、過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に定める基準に従い審査をした結果、不採用となりましたので通知します。

記

受付No.
助成事業No.

以上

※ 括弧書きの内容は外構材の場合のみ記載し、外構材以外の場合は削除する。

様式4号

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業採択取下げ申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

過剰木材在庫利用緊急対策事業で採択された事業について、事業の実施が困難になったため、採択の取下げを申請します。

助成事業No.	
物件名	
取下げ理由	

様式 5 号

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業採択取下げ申請承認書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

貴社より申請された過剰木材在庫利用緊急対策事業にかかわる取下げ申請について、承認しましたので通知します。

助成事業No.	
物件名	

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付申請書【構造材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

助成事業No.

構造材				備考
①	物件名			
②	事業申請時延床面積(a)		m ²	事業申請書（様式1号）から移記 小数点第3位四捨五入
	交付申請時延床面積(b)		m ²	最終図面から算出 小数点第3位四捨五入
③	木材製品利用量		m ³	購入明細等から小数点第2位四捨五入 (参考) 樹種別材積（小数点第2位四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³) (カラマツ： m ³) (マツ： m ³) (その他針葉樹： m ³) (その他広葉樹： m ³)
	木材利用量（丸太換算）		m ³	木材製品利用量（樹種別材積）に 丸太換算係数（針葉樹1.57、広葉樹1.82）を乗じた値を合計し、小 数点第1位四捨五入 (参考) 樹種別丸太換算材積（小数点第2 位四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³) (カラマツ： m ³) (マツ： m ³)

				(その他針葉樹： m ³) (その他広葉樹： m ³)
④	構造材利用費 (c=d+e+f+i)		円	消費税抜き
	仮設工事費 (d)		円	消費税抜き
	基礎工事費 (e)		円	消費税抜き
	木工事費 (f=g+h)		円	消費税抜き
	木材費 (g)		円	現場着価格 (運搬費、加工費含む) (消費税抜き)
	木材費を除く木工事費 (h)		円	消費税抜き
	内装材利用費 (i=j+k+l)		円	内装材の木質化部分に係るものに限る (木工事費と重複するものは含めない) 消費税抜き
	仮設工事費 (j)		円	内装材の木質化部分に係るものに限る (dと重複するものは含めない) 消費税抜き
	内装仕上工事に係る木材費 (k)		円	内装材の木質化部分に係るものに限る 現場着価格 (運搬費、加工費含む) (消費税抜き)
	木材費を除く内装仕上工事費 (l)		円	木質化部分に係るものに限る 消費税抜き
⑤-1	事業申請時延床面積 (a) × 3.9 万円		円	
⑤-2	交付申請時延床面積 (b) × 3.9 万円		円	
⑤-3	構造材利用費 (c) × 0.5		円	小数点以下切捨
⑥	⑤-1、⑤-2、⑤-3の最少数額		円	
⑦	助成金交付申請額 (⑥から千円未満切捨)		円	

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付申請書【内装材】

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 鈴木 和雄 殿

会社名

代表者名

印

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

助成事業No.

内装材				備考
①	物件名			
②	事業申請時内装利用面積【壁・天井】(a)		m ²	事業申請書(様式1号)から移記 小数点第3位以下切捨
	事業申請時内装利用面積【床】(b)		m ²	事業申請書(様式1号)から移記 小数点第3位四捨五入
	交付申請時内装利用面積【壁・天井】(c)		m ²	最終図面から算出 小数点第3位四捨五入
	交付申請時内装利用面積【床】(d)		m ²	最終図面から算出 小数点第3位四捨五入
③	木材製品利用量		m ³	購入明細等から合計値の小数点第2位四捨五入 (参考) 樹種別材積(小数点第2位四捨五入) (スギ: m ³) (ヒノキ: m ³) (カラマツ: m ³) (マツ: m ³) (その他針葉樹: m ³) (その他広葉樹: m ³)
	木材利用量(丸太換算)		m ³	木材製品利用量(樹種別材積)に丸太換算係数(針葉樹1.57、広葉樹1.82)を乗じた値を合計し、小数点第1位四捨五入(1 m ³ 未満の場合は1 m ³ とする) (参考) 樹種別丸太換算材積(小数点第2位四捨五入)

				(スギ: m ³) (ヒノキ: m ³) (カラマツ: m ³) (マツ: m ³) (その他針葉樹: m ³) (その他広葉樹: m ³)
④	内装材利用費 (e=f+g)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	仮設工事費 (f)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	内装仕上工事費 (g=h+i)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	内装仕上工事に係る木材 費 (h)		円	木質化部分に限る 現場着価格 (運搬費、加工費含 む) (消費税抜き)
	木材費を除く内装仕上工 事費 (i)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
⑤ -1	事業申請時内装利用面積【壁 ・天井】 (a) × 1.2 万円 (j)		円	
	事業申請時内装利用面積 【床】 (b) × 7 千円 (k)		円	
	計 (l=j+k)		円	
⑤ -2	交付申請時内装利用面積【壁 ・天井】 (c) × 1.2 万円 (m)		円	
	交付申請時内装利用面積 【床】 (d) × 7 千円 (n)		円	
	計 (o=m+n)		円	
⑤ -3	内装材利用費 (e) × 0.5 (p)		円	小数点以下切捨
⑥	⑤-1 (l)、⑤-2 (o)、⑤-3 (p) の最少額		円	
⑦	助成金交付申請額 (⑥から千円未満切捨)		円	

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付申請書【外構材】

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

当社は、下記物件について助成金の交付を申請します。

助成事業No.

※不要な表については削除すること

外構材（塀又は柵）			備考
①	物件名		
②	事業申請時外構利用延長(a)	m	事業申請書（様式1号）から移記 小数点第3位四捨五入
	交付申請時外構利用延長(b)	m	最終図面から算出 小数点第3位四捨五入
③	木材製品利用量	m ³	最終図面、購入明細等から算出 し、小数点第3位四捨五入 (参考) 樹種別材積（小数点第3位四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³) (カラマツ： m ³) (マツ： m ³) (その他針葉樹： m ³) (その他広葉樹： m ³)
	木材利用量（丸太換算）	m ³	木材製品利用量（樹種別材積に丸 太換算係数（針葉樹1.57、広葉樹 1.82）を乗じた値を合計し、小数 点第1位四捨五入（1 m ³ 未満の場 合は1 m ³ とする） (参考) 樹種別丸太換算材積（小数点第3 位四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³)

				(カラマツ: m ³) (マツ: m ³) (その他針葉樹: m ³) (その他広葉樹: m ³)
④	申請区分	i) □1.75万円 ii) □3万円		i)登録事業者なし ii)登録事業者あり 該当する区分に☑
⑤	外構材利用費(c=d+e+f)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	仮設工事費(d)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	基礎工事費(e)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	木工事費(f=g+h)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	木材費(g)		円	現場着価格(運搬費、木材加工 費、薬剤注入費含む)(消費税抜 き)
	木材費を除く木工事費 (h)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
⑥ -1	事業申請時外構利用延長 i) (a)×1.75万円(i) ii) (a)×3.00万円(i)		円	
	事業申請時外構材利用費見 積額(j)		円	事業申請書(様式1号)から移記
	上記のうち低い方の額(k)		円	(i)と(j)を比較 審査結果通知書(様式3号)記載 の金額と一致
⑥ -2	交付申請時外構利用延長 i) (b)×1.75万円 ii) (b)×3.00万円		円	
⑥ -3	外構材利用費(c)		円	⑤の再掲
⑦	⑥-1(k)、⑥-2、⑥-3の最少 額		円	
⑧	助成金交付申請額(⑦から 千円未満切捨)		円	上限3,000万円

外構材（その他外構施設（塀及び柵を除く））				備考
①	物件名			
②	事業申請時木材製品利用量 (a)		m ³	事業申請書（様式1号）から移記 小数点第3位四捨五入
③	交付申請時木材製品利用量 (b)		m ³	最終図面、購入明細等から算出 し、小数点第3位四捨五入 (参考) 樹種別材積（小数点第3位 四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³) (カラマツ： m ³) (マツ： m ³) (その他針葉樹： m ³) (その他広葉樹： m ³)
	交付申請時木材利用量（丸 太換算）		m ³	木材製品利用量（樹種別材積に丸 太換算係数（針葉樹1.57、広葉樹 1.82）を乗じた値を合計し、小数 点第1位四捨五入（1 m ³ 未満の場 合は1 m ³ とする） (参考) 樹種別丸太換算材積（小数点第3 位四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³) (カラマツ： m ³) (マツ： m ³) (その他針葉樹： m ³) (その他広葉樹： m ³)
④	申請区分	i) ☐ 10万円 ii) ☐ 15万円		i) 登録事業者なし ii) 登録事業者あり 該当する区分に☑
⑤	外構材利用費 (c=d+e+f)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	仮設工事費 (d)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	基礎工事費 (e)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	木工事費 (f=g+h)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	木材費 (g)		円	現場着価格（運搬費、木材加工 費、薬剤注入費含む）（消費税抜

				き)
		木材費を除く木工事費 (h)	円	木質化部分に限る 消費税抜き
⑥ -1	事業申請時木材利用量 i) (a) × 10万円 (i) ii) (a) × 15万円 (i)		円	
	事業申請時外構材利用費見 積額(j)		円	事業申請書(様式1号)から移記
	上記のうち低い方の額(k)		円	(i)と(j)を比較 審査結果通知書(様式3号)記載 の金額と一致
⑥ -2	交付申請時木材利用量 i) (b) × 10万円 ii) (b) × 15万円		円	
⑥ -3	外構材利用費(c)		円	⑤の再掲
⑦	⑥-1(k)、⑥-2、⑥-3の最少 額		円	
⑧	助成金交付申請額(⑦から 千円未満切捨)		円	上限3,000万円

外構材（複数の外構施設を整備するもの）			備考
①	物件名		
②	事業申請時外構利用延長 【塀・柵】(a)	m	事業申請書（様式1号）から移記 小数点第3位四捨五入
	交付申請時外構利用延長 【塀・柵】(b)	m	最終図面から算出 小数点第3位四捨五入
③	事業申請時木材製品利用量	m ³	事業申請書（様式1号）から移記 小数点第3位四捨五入
	塀・柵を除く木材製品 利用量(c)	m ³	
	交付申請時木材製品利用量	m ³	最終図面、購入明細等から算出し、小数点第3位四捨五入（参考） 樹種別材積（小数点第3位四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³) (カラマツ： m ³) (マツ： m ³) (その他針葉樹： m ³) (その他広葉樹： m ³)
	塀・柵を除く木材製品 利用量(d)	m ³	
	交付申請時木材利用量（丸太換算）	m ³	木材製品利用量（樹種別材積に丸太換算係数（針葉樹1.57、広葉樹1.82）を乗じた値を合計し、小数点第1位四捨五入（1 m ³ 未満の場合は1 m ³ とする）（参考） 樹種別丸太換算材積（小数点第3位四捨五入） (スギ： m ³) (ヒノキ： m ³) (カラマツ： m ³) (マツ： m ³) (その他針葉樹： m ³) (その他広葉樹： m ³)
④	申請区分	i) ☐ 塀・柵1.75万円 その他外構施設10万円 ii) ☐ 塀・柵3万円 その他外構施設15万円	i) 登録事業者なし ii) 登録事業者あり 該当する区分に☑

⑤	外構材利用費 (e=f+g+h)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	仮設工事費 (f)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	基礎工事費 (g)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	木工事費 (h=i+j)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
	木材費 (i)		円	現場着価格（運搬費、木材加工 費、薬剤注入費含む）（消費税 抜き）
	木材費を除く木工事 費 (j)		円	木質化部分に限る 消費税抜き
⑥ -1	事業申請時外構利用延長 i) (a) × 1.75万円 (k) ii) (a) × 3.00万円 (k)		円	
	事業申請時木材製品利用量 i) (c) × 10万円 (l) ii) (c) × 15万円 (l)		円	
	計 (m=k+l)		円	
	事業申請時外構材利用費見 積額 (n)			事業申請書（様式1号）から移 記
	上記のうち低い方の額 (o)			(m) と (n) を比較 審査結果通知書（様式3号）記 載の金額と一致
⑥ -2	交付申請時外構利用延長 i) (b) × 1.75万円 (p) ii) (b) × 3.00万円 (p)		円	
	交付申請時木材製品利用量 i) (d) × 10万円 (q) ii) (d) × 15万円 (q)		円	
	計 (r=p+q)		円	
⑥ -3	外構材利用費 (e)		円	⑤の再掲
⑦	⑥-1(o)、⑥-2(r)、⑥-3の 最少額		円	
⑧	助成金交付申請額（⑦から 千円未満切捨）		円	上限3,000万円

様式 7 号

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 印

貴社より申請がありました過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。

なお、この金額に基づき過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付請求書（様式 8 号）を一般社団法人全国木材組合連合会に提出して下さい。

助成事業No.		
物件名		
助成金交付決定額	(1) 構造材	
	(2) 内装材	
	(3) 外構材	

様式 8 号

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 鈴木 和雄 殿

会社名

代表者名

印

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記助成事業の助成金を請求します。

助成事業No.		
物件名		
交付決定通知日		
請求金額	(1) 構造材	
	(2) 内装材	
	(3) 外構材	

様式 9 号

令和 年 月 日

過剰木材在庫利用緊急対策事業用途変更届出書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 鈴木 和雄 殿

会社名
代表者名

印

過剰木材在庫利用緊急対策事業助成金交付規程に基づき、下記のとおり届け出ます。

助成事業No.	
物件名	
物件の所在地	
物件の所有者名	
助成の区分	構造材・内装材・外構材
申請時の用途	
変更後の用途	
変更理由	
変更発生時期	年 月